別記

第１号様式（第６条第１項）

木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

年　　月　　日

木更津市長　　　　　　　　様

申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付を受けたいので、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第６条第１項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象設備の種類※該当設備に☑ | □　家庭用燃料電池システム（エネファーム）□　定置用リチウムイオン蓄電システム□　窓の断熱改修　　　□　電気自動車　　　　□　プラグインハイブリッド自動車□　Ｖ２Ｈ充放電設備　□　集合住宅用充電設備 |
| 補助対象設備を導入する住宅等の所在地 |  |
| 補助金交付申請額 | 　　　　　　　　　　円 |
| 補助対象設備の概要 | 別紙のとおり |
| 補助対象設備を設置する建物等の種類別※窓の断熱改修は１のみ | １　既存の住宅に補助対象設備を設置する。２　未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得する。３　住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する。（２、３の場合　入居予定　　　　年　　月） |
| 補助対象設備を設置する住宅等の所有者氏名 |  |
| ※申請者と所有者が異なる場合は下記に所有者の署名をお願いします。（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車を除く。）私は、私の所有する住宅に補助金申請者が木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付対象となる設備を設置することについて、同意しています。 |

（交付申請書の添付書類）

【共通】

□ 補助対象設備の概要（別記第１号様式別紙１）

□ 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し）

□ 貸与料金の算定根拠明細書（別記第１号様式別紙２）※１

※１ 補助対象設備の導入をリースで行う場合に限り必要。

□ 市税の滞納がないことを証する書類（リース事業者を含む。）

□ 法人に係る登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の写し※２

※２ 補助事業を実施する者が法人である場合に限り必要。

【家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム、Ｖ２Ｈ充放電設備】

□ 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し

□ 補助対象設備の設置予定図面

□ 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真

【窓の断熱改修】

□ 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し

□ 補助対象設備の設置予定図面（平面図、立面図）

□ 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真

□ マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し及び代表者の本人確認書類（免許証、医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類、マイナンバーカード、住民票等）の写し※１

※１ 補助事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合に限り

必要。

□ マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第（昭和２５年法律第２０１号）６条の規定による確認済証、賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類）の写し※２

※２ 補助事業を実施する者がマンション管理組合である場合に限り必要。

【電気自動車、プラグインハイブリッド自動車】

□ 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し

【集合住宅用充電設備】

□ 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し

□ 補助対象設備の設置予定図面

□ 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真

□ 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の写し

□ マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し及び代表者の本人確認書類（免許証、医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類、マイナンバーカード、住民票等）の写し※１

※１ 補助事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合に限り

必要。

□ 申請者個人の本人確認書類（免許証、医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類、マイナンバーカード、住民票等）※２

　※２ 補助事業を実施する者が個人である場合に限り必要。

□ マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条の規定による確認済証、賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類）の写し